

宮城県林地開発許可制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行条例（平成12年宮城県条例第73号。以下「条例」という。）、森林法施行細則（平成12年宮城県規則第124号。以下「規則」という。）及び宮城県林地開発許可制度実施要綱（平成12年4月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるものとする。

(許可に係る事務の区分)

第3 環境生活部長（以下「部長」という。）、自然保護課長（以下「課長」という。）並びに地方振興事務所及び同地域事務所の長（以下「所長」という。）は、この要領その他で別に定める場合のほか、次表に掲げる開発行為の許可に関する事務を担当するものとする。ただし、要綱第13条第1項及び第2項に規定する森林審議会に関する事務は、部長が担当するものとする。

部 長	開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上のもの
課 長	開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール未満のもの（所長の担当するものを除く。）
所 長	開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール未満で、かつ、①農用地の造成、②土石等の採取（採石法の適用を受けるものを除く。）又は③土捨場の設置を目的とするもの

2 所長は、部長又は課長（以下「部長等」という。）の担当する許可に係る申請書その他の図書については、部長に進達するものとする。

(申請書に添付する書類の特例)

第4 規則第2条第3項第9号に掲げる書類又はその写しは、処分の決定までに提出できるものとする。

(申請に対する審査)

第5 要綱第3条の審査は、現地調査及び書類審査とする。ただし、次に掲げる場合の現地調査は、必要に応じて行うものとする。

(1) 条例第3条第1項の変更の林地開発許可の申請を審査するとき。

(2) 第3条第2項の規定により申請書又は変更許可申請書を進達するための審査をするとき。

2 現地調査は、調査者及び調査日時を定め申請をした者又はその代理人の立会いのもとに実施するものとする。

3 審査に当たっては、別に定める審査調書記載要領に従って審査調書を作成するものとする。

4 第3条第2項の規定による申請書又は変更許可申請書の進達は、前項の審査調書を添付してするものとする。

(申請に対する応答)

第6 要綱第3条の規定による拒否は、原則として、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めたにもかかわらず当該期間の末日までに補正がなされなかったときにするものとする。

(申請に対する処分)

第7 部長は、部長等の担当する許可の申請について、要綱第4条第1項又は第2項の規定により許可書の交付又は不許可の通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知するものとする。

2 所長は、その担当する許可の申請について、要綱第4条第1項又は第2項の規定により許可書の交付又は不許可の通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知し、かつ、次に掲げる図書を添えて部長に報告するものとする。

(1) 許可書の写し又は不許可の通知書の写し

(2) 審査調書の写し

(3) 関係市町村長の意見書の写し

(4) 申請書の写し

(5) 事業計画書

(6) 位置図、区域図、土地利用計画平面図及び防災等計画平面図

(許可に係る届出)

第8 部長は、部長等の担当する許可について要綱第5条各項前段の規定による通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知するものとする。

2 所長は、その担当する許可について要綱第5条各項前段の規定による通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知し、かつ、当該書面の写し及び届出書の写しを添えて部長に報告するものとする。

(許可に係る開発行為の完了)

第9 部長は、部長等の担当する許可について条例第5条第2項の規定による通知(完了と認めるものに限る。)がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知するものとする。

2 所長は、その担当する許可について条例第5条第2項の規定による通知(完了と認めるものに限る。)がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知し、かつ、当該書面の写し、完了の届出書の写し及び履行状況調査復命書の写しを添えて部長に報告するものとする。

(協議に係る事務の区分)

第10 部長等及び所長は、この要領その他で別に定める場合のほか、次表に掲げる開発行為に係る協議に関する事務を担当するものとする。ただし、要綱第13条第3項に規定す

る森林審議会に関する事務は、部長が担当するものとする。

部長	開発行為に係る森林の土地の面積が75ヘクタール以上のもの
課長	開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上のもの（所長の担当するものを除く。）
所長	①開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール未満のもの。 ②道路の新設若しくは改築を目的とするもの

2 所長は、部長等の担当する協議に係る協議書その他の図書については、部長に進達するものとする。

3 部長等は、必要に応じて案件ごとに所長に通知し、所長の担当する協議に関する事務を行うことができるものとする。このとき、所長は第2項により部長に進達するものとする。

（協議に対する審査）

第11 要綱第8条（要綱第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査は、現地調査及び書類審査とする。ただし、次に掲げる場合の現地調査は、必要に応じて行うものとする。

（1） 要綱第9条第1項の変更の協議を審査するとき。

（2） 第10第2項の規定により協議書又は変更協議書を進達するための審査をするとき。

2 現地調査は、調査者及び調査日時を定め、協議をした者又はその代理人の立会いのもとに実施するものとする。

3 審査に当たっては、別に定める審査調書記載要領に従って審査調書を作成するものとする。

4 第10第2項の規定による協議書又は変更協議書の進達は、前項の審査調書を添付してするものとする。

（協議に対する回答）

第12 所長は、その担当する協議について要綱第8条（要綱第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による回答がなされたときは、その旨を、次に掲げる図書を添えて部長に報告するものとする。

（1） 回答書の写し

（2） 審査調書の写し

（3） 協議書の写し

（4） 開発行為実施計画書

（5） 位置図、区域図、土地利用計画平面図及び防災等計画平面図

（協議に係る届出）

第13 所長は、その担当する協議について要綱第10条第4項前段及び第5項前段の規定による通知がなされたときは、その旨を、その書面の写し及び届出書の写しを添えて部長に報告するものとする。

(協議に係る開発行為の完了)

第14 所長は、その担当する協議について要綱第11条第3項の規定による通知(完了と認めるものに限る。)がなされたときは、その旨を、その書面の写し、完了の届出書の写し及び履行状況調査復命書の写しを添えて部長に報告するものとする。

(関係機関との調整)

第15 要綱第12条の規定による照会は、申請書の写し及びその申請書の添付図書を添付して、所長がするものとする。

2 要綱第12条の関係市町村長は、開発行為に係る森林の所在場所を所管する市町村長及び当該開発行為により直接影響を受けると見込まれる地域を所管する市町村長とする。

3 部長等及び所長は、その担当する開発行為に係る許可その他の処分、協議に対する回答又は届出に対する通知がなされようとするときは、必要に応じて当該開発行為に関係する許認可部局と調整を図るものとする。

(随時の履行状況調査)

第16 所長は、許可され、又は協議のあった開発行為が、許可に付した法第10条の2第4項の条件又は協議の内容に従って実施されているかどうかについて、随時、調査するものとする。

(違反行為等に対する措置)

第17 所長は、通報に基づく調査のほか、「林地開発等における違反行為防止対策実施要領」(平成26年6月16日施行)に基づく巡視等により法第10条の3又は要綱第15条第1項に規定する者を認めたととき、その者に対し森林の有する公益的機能を維持するために必要な指導をするものとする。

2 前項に規定する者に対する措置とその手順については、別に定める「宮城県林地開発許可等に関する違反行為事務取扱要領」(平成27年4月1日施行)によるものとする。

(許可の取消し)

第18 部長は、部長等の担当する許可について要綱第14条第2項の規定による取消しの通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて関係市町村長及び関係者に通知するものとする。

2 所長は、その担当する許可について要綱第14条第2項の規定による取消しの通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて、関係市町村長及び関係者に通知し、かつ、部長に報告するものとする。

(回答の撤回)

第19 所長は、その担当する協議について要綱第15条第3項の規定による撤回の通知がなされたときは、その旨を、その書面の写しを添えて部長に報告するものとする。

(整理台帳)

第20 部長は、開発行為に関する整理台帳(台帳様式1~5)を調製し、備え付けるものとする。

2 所長は、その所管する区域における開発行為について、前項の整理台帳を調製し、備え付けるものとする。

(報告)

第21 所長は、毎年度、その年度における許可処分の状況、履行状況調査の実施状況、違反行為に対して講じた措置の状況及び許可制の適用のない開発行為に関する連絡調整の状況について、別紙様式により、当該年度の翌年度の4月10日までに部長に報告するものとする。

(地方振興事務所及び同地域事務所の所管区分)

第22 開発行為に係る森林の所在場所を所管する地方振興事務所及び同地域事務所が二以上のときに当該森林の所在場所を所管する地方振興事務所及び同地域事務所の決定は、原則として当該森林の土地の面積に占める地方振興事務所及び同地域事務所の所管区域の割合により判断するものとする。

(身分証明書の携帯)

第23 現地調査及び履行状況調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。